

# 福井県報

第 300 号  
令和 6 年  
5 月 28 日(火)  
火曜日発行

## 目次

告示

- 奥越高原県立自然公園の公園事業の変更(二七四・自然環境課)……………一
- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録喀痰吸引等事業者の登録(二七五・長寿福祉課)……………一
- 救急業務に係る医療機関の認定(二七六・福井保健所)……………二
- 土地改良区の定款変更の認可(二七七・丹南農林総合事務所)……………二
- 道路の区域の変更(二七八、二七九・道路保全課)……………二
- 道路の供用の開始(二八〇・同)……………三

公告

- 令和五年度の公文書の公開の実施状況(情報公開・法制課)……………三
- 令和五年度の個人情報情報の保護に関する法律の運用状況(同)……………四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(ラビも療育センター)……………五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(県立病院)……………七
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(工業技術センター)……………七
- 公共測量の終了(土木管理課)……………一〇
- 福井県土地利用基本計画の変更(同)……………一〇
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(警察本部会計課)……………一〇

議会公告

- 令和五年度の福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の運用状況(議政局)……………一〇

海区漁業調整委員会指示

- 漁業法第二百二十条第一項の規定に基づく指示(六一二～六一六)……………一〇

海区漁業調整委員会告示

- 福井海区漁業調整委員会指示第六一六号の規定に基づく様式(二)……………一一

## 告示

福井県告示第274号  
福井県立自然公園条例(昭和33年福井県条例第53号)第7条第2項の規定に基づき決定した奥越高原県立自然公園の公園事業を変更したので、同条第3項の規定によりその概要を次のとおり公示する。

令和6年5月28日  
福井県知事 杉本 達治

### 1 公園事業の廃止(1件)

公園事業の名称 および種類	位 置
六呂師高原スキー場	大野市(南六呂師)

2 公園事業の追加(1件)

公園事業の名称 および種類	位 置
六呂師高原園地	大野市(南六呂師)

### 福井県告示第275号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項に規定する登録喀痰吸引等事業者を登録したので、同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年5月28日  
福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称 福井県知事 杉本 達治
- 2 事業所の所在地 鴻池野アイサービスセンター
- 3 事業者の名称 坂井市坂井町下関42-4-2 社会福祉法人坂井福祉会
- 4 登録年月日 令和6年5月20日
- 5 サービスの種類 サービスの種類の種類 認知症対応型通所介護
- 6 実施する行為 口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引

胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養

7 登録番号

181110345

### 福井県告示第276号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月28日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 医療法人福井愛育病院
- 3 所在地 福井県福井市新保2丁目301
- 4 認定の有効期間  
自 令和6年5月26日  
至 令和9年5月25日
- 1 区分 救急病院
- 2 名称 大滝病院
- 3 所在地 福井県福井市日光1丁目2番1号
- 4 認定の有効期間  
自 令和6年6月1日  
至 令和9年5月31日
- 1 区分 救急診療所
- 2 名称 佐藤整形形成外科
- 3 所在地 福井県福井市桃園1-1-2
- 4 認定の有効期間  
自 令和6年6月1日  
至 令和9年5月31日

### 福井県告示第277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年5月28日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
福井宮崎土地改良区	令和6年5月16日

### 福井県告示第278号

一般県道今庄杉津線の下記区間において、河川災害復旧工事に伴う迂回路設置に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和6年5月28日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年5月28日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般県道	今庄杉津線	新	南条郡南越前町南今庄 47字六角谷114番 から 南条郡南越前町南今庄 41字岩鏡125番ま で	57 ～ 124	256.2
		旧	南条郡南越前町南今庄 47字六角谷114番 から 南条郡南越前町南今庄 41字岩鏡125番ま で	78 ～ 102	254.3

### 福井県告示第279号

主要地方道坂本高浜線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和6年5月28日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年5月28日

道路種別	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
主要地方道	坂本高浜線	新	大飯郡おおい町石山50 字樺木谷1番20から 大飯郡おおい町石山48	9.1 ～ 838	1255.2
		旧	大飯郡おおい町石山50 字樺木谷1番20から 大飯郡おおい町石山48 字大谷1番49まで	9.1 ～ 838	1255.2

福井県告示第280号

主要地方道坂本高浜線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和6年5月28日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年5月28日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	坂本高浜線	大飯郡おおい町石山51 字上下平畑1番66 から 大飯郡おおい町石山49 字大畑1番16まで	令和6年5月31日

公 告

福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号）第34条の規定により、令和5年度の公文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

令和6年5月28日

福井県知事 杉本 達治

令和5年度公文書の公開の実施状況

- 対象公文書件数 8,750件 前年度比 1.7%減（令和4年度 8,905件）  
【増減の主な要因】  
・法人の決算書類 3,666件 前年度比 20.0%減（令和4年度 4,581件）
- 請求者延べ人数 493人 前年度比 6.9%増（令和4年度 461人）
- 主な請求内容
  - 法人の決算書類 3,666件（令和4年度 4,581件）
  - 政治資金収支報告書関係文書 2,595件（令和4年度 1,522件）
  - 法人設立届 304件（令和4年度 597件）
- 決定等の内容
 

全部公開	3,225件（36.9%）
一部公開	5,397件（61.7%）
非公開	89件（1.0%）

（文書不存在：77件、存否応答拒否：6件、非公開情報：4件、却下：2件）  
取下げ 39件（0.4%）

5 審査請求の処理状況（令和6年3月31日現在）

処理すべき件数	区分		件数
	①	②	
4年度からの継続件数			3
5年度中の新規件数			3
処理済		②	3
		一部認容	2
		棄却	1
取下げ		③	0
処理中（次年度へ継続）	①-②-③		3

## 令和5年度公文書の公開の実施状況（件数内訳）

## 1 公開請求の対象となった公文書の実施機関別件数および請求者延べ人数

実施機関	公文書件数		増減率
	5年度	4年度	
総務部	261	580	-55.0%
未来創造部	252	628	-59.9%
防災安全部	51	18	183.3%
交流文化部	20	31	-35.5%
エネルギー環境部	27	37	-27.0%
健康福祉部	3,773	4,745	-20.5%
産業労働部	49	50	-2.0%
農林水産部	226	186	21.5%
土木部	702	755	-7.0%
会計局	14	9	55.6%
小計	5,375	7,039	-23.6%
議会局	43	24	79.2%
教育委員会	530	179	196.1%
選挙管理委員会	2,595	1,522	70.5%
人事委員会等	6	31	-80.6%
警察本部長	201	110	82.7%
合計	8,750	8,905	-1.7%

## 2 公開請求に対する決定等の内容

決定等の内容	公文書件数		増減率
	5年度	4年度	
全部公開	3,225	2,145	
一部公開	5,397	6,691	
非公開	89	37	
取下げ	39	32	
合計	8,750	8,905	

令和5年度の個人情報情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の運用状況を次  
のとおり公表する。

令和6年5月28日

福井県知事 杉本 達治

令和5年度個人情報情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の運用状況

- 対象公文書件数 654件 前年度比 146.8%増（令和4年度265件）
- 請求者延べ人数 89人 前年度比 89.4%増（令和4年度47人）
- 主な請求内容  
警察署等への相談記録 364件（令和4年度224件）
- 決定等の内容  
全部開示 88件（13.5%）  
一部開示 554件（84.7%）  
非開示 10件（1.5%）  
取下げ 2件（0.3%）

## 5 審査請求の処理状況（令和6年3月31日現在）

処理すべき件数	区分		件数
	①		
処理済	4年度からの継続件数		0
	5年度中の新規件数	②	1
取下げ		③	0
処理中（次年度～継続）	①-②-③		1

令和5年度個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の運用状況（件数内訳）

1 個人情報の開示請求等の状況

(1) 個人情報の開示請求の対象となった公文書の実施機関別件数および請求者延べ人数

実施機関	公文書件数		増減率
	5年度	4年度	
総務部	3	1	200.0%
未来創造部	40	9	344.4%
健康福祉部	9	13	-30.8%
土木部	12	4	200.0%
会計局	1	0	皆増
小計	65	27	140.7%
教育委員会	2	0	皆増
人事委員会	11	7	57.1%
警察本部長	576	231	149.4%
合計	654	265	146.8%

請求者延べ人数	5年度	4年度	増減率
	89	47	89.4%

- (2) 個人情報の訂正請求の件数 0件 (令和4年度 0件)
- (3) 個人情報の利用停止請求の件数 0件 (令和4年度 0件)

2 開示請求に対する決定等の内容

決定等の内容	公文書件数	
	5年度	4年度
全部開示	88	14
一部開示	554	250
非開示	10	0
取下げ	2	1
合計	654	265

3 個人情報取扱事務の状況

個人情報取扱事務登録簿における個人情報取扱事務の件数（令和6年3月31日時点）  
 1,858 件（令和4年度末 1,844件）

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。  
 令和6年5月28日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量  
 県立病院関連四施設 防犯設備更新業務 一式
  - (2) 業務内容  
 入札説明書、設計書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
  - (3) 履行期限  
 令和7年3月31日（月）
  - (4) 履行場所  
 福井県こども療育センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
 この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までには資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものである。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 平成16年度以降において、延べ床面積21,000㎡以上の施設の防犯設備（ICカードを利用した入退室管理システム）の新設、増設または改修の元請施工実績を有すること。
- (5) 令和元年度以降において、官公署等との間で延べ床面積21,000㎡以上の施設の防犯設備（ICカードを利用した入退室管理システム）の年間保守点検業務を履行した元請実績（契約期間中のものを除く。）を有すること。
- (6) 1級または2級電気通信工事施工管理技士の資格を有する者を、現場責任者として配置できること。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。  
 ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその

支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者  
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

その他、電子入札については、「福井県物品等電子入札運用基準」、「福井県物品等電子入札要領」、「福井県物品調達等の電子入札に関する取り扱いについて」による。

### 4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-0846

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県こども療育センター 総務課

電話 0776-53-6570

(2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

### 5 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行う者にあつては、入札説明書 別紙様式 2)に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けるものとする。

(1) 入札参加資格確認申請書および必要書類の提出期間

令和6年5月28日(火) 9時から令和6年6月10日(月) 17時まで

(2) 入札参加資格確認申請書および必要書類の提出方法  
電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

(3) 紙入札者に係る入札参加資格確認申請書および必要書類の提出先および提出方法

ア 提出先

〒910-0846

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県こども療育センター 総務課

電話 0776-53-6570

イ 提出方法

持参または郵送すること(郵送する場合は簡易書留郵便を利用し、提出期間内必着のこと。)

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時等

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 紙入札者に係る入札書の提出先および提出方法

5(3)と同様とする。

(3) 入札書の提出期間

令和6年7月8日(月) 8時30分から令和6年7月9日(火) 16時まで

(4) 開札日時および場所

令和6年7月10日(水) 10時00分

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県こども療育センター 総務課

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

入札書に記載された価格が、この入札に係る調達役務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨  
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくはは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。  
イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

福井県の休日を含め定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先  
〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県会計局会計課総務第三グループア

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required  
Replacement of the Crime prevention equipment of the Four facilities related to prefectural hospitals

(2) Date, time of bidding

10:00AM 10th July 2024

(3) Deadline for delivery

March 31, 2025

(4) Contact point for the notice

General affairs division, Fukui prefectural rehabilitation center for children with disabilities 2-8-1 Yotsui, Fukui city, Fukui prefecture. 910-0846, Japan.  
TEL 0776-53-6570

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年5月28日

福井県知事 杉本 達治

1 随意契約に係る特定役務の名称および数量

陽子線がん治療センター 治療装置運搬・維持・保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年3月27日

4 随意契約の相手方の名称および住所

株式会社日立ハイテク ヘルスメーカー事業統括本部 治療システム事業部 粒子線治療

事業推進本部 粒子線営業部

東京都港区虎ノ門1丁目17番1号

5 随意契約に係る契約金額

297,440,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月28日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量  
音響イメージセンサー測定装置 一式
- (2) 調達物品の規格  
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限  
令和7年3月14日（金）
- (4) 納入場所  
福井県福井市川合鷲塚町61-10  
福井県工業技術センター  
福井県工業技術センター 実証化棟1階 G101
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力を有すると認められる者であること。
- (5) この入札に係る調達物品の点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができる者と認められる者であること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 電子入札の実施  
入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。  
なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、「紙入札承認願」を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。
- 4 入札説明書等の交付
- (1) 入札説明書等の交付場所の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先  
〒910-0102  
福井県福井市川合鷲塚町61-10  
福井県工業技術センター 管理室  
電話 0776-55-0664
- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。
- 5 資格の確認に関する事項  
この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては入札説明書別紙様式3「入札参加資格確認申請書」）に、調達物品に係る物品の仕様書その他必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。
- (1) 申請書等の提出期間  
令和6年5月28日（火） 9時から  
令和6年6月7日（金） 17時まで
- (2) 申請書等の提出方法  
ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者  
電子入札システムを使用して送信する。  
なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならぬ。  
申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平

成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者  
提出期間内に持参または郵送すること。ただし、郵送する場合は配達証明書付留郵便等を利用すること。(提出期間内に必着)

〒910-0102

福井県福井市川合鷲塚町61-10

福井県工業技術センター 管理室

電話 0776-55-0664

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時、開札場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和6年7月8日(月) 8時30分から17時15分

令和6年7月9日(火) 8時30分から16時00分まで

(3) 開札日時

令和6年7月10日(水) 10時00分

(4) 開札場所

福井県福井市川合鷲塚町61-10

福井県工業技術センター

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する金額を減算した金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、物品価格のほか輸送費等、指定する場所までの引き渡しに要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-0102

福井県福井市川合鷲塚町61-10  
福井県工業技術センター 管理室  
電話 0776-55-0664

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 上記アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載の別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

福井県の休日を除き、随時申請を受け付ける。  
掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出先ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

11 Summary

(1) Sound intensity measurement device. 1 set

(2) Date, Time of bidding

10:00A.M. July 10, 2024

(Time-limit for the submission of tenders 16:00P.M.July 9, 2024)

- Deadline for delivery  
March 14, 2025
- The place for delivery and contact point for the notice  
Management Section, Industrial Technology Center of Fukui Prefecture 61-10,  
Kawaiwashizuka-cho, Fukui-city, Fukui-Prefecture, 910-0102, Japan  
TEL 0776-55-0664

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和6年5月9日に敦賀市より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和6年5月28日  
福井県知事 杉本 達治
- 測量計画機関の名称  
敦賀市
  - 作業の種類  
公共測量（道路台帳図更新）
  - 作業の期間  
令和5年10月19日から令和6年3月31日まで
  - 作業の地域  
敦賀市一円

福井県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同法第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和6年5月28日

福井県知事 杉本 達治

変更の要旨

- 森林地域の縮小  
敦賀市 2ヘクタール  
美浜町 8ヘクタール
- 計画図の変更  
次の図のとおり（「次の図」は省略し、福井県土木部土木管理課において縦覧に供する。）

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので

、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年5月28日

福井県知事 杉本 達治

- 随意契約に係る特定役務の名称および数量  
福井県警察職員情報総合管理システム再構築業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県警察本部警務部会計課
- 福井県福井市大手3丁目17番1号  
随意契約の相手方を決定した日  
令和6年4月30日
- 随意契約の相手方の名称および所在地  
株式会社アクセンテイ
- 福井県福井市みのり4丁目14番17号  
随意契約に係る契約金額  
36,575,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

## 議 会 公 報

令和5年度の福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年福井県条例第37号）の運用状況を次のとおり公表する。

令和6年5月28日

福井県議会議長 宮本 俊

- 令和5年度福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の運用状況
- 個人情報の開示請求、訂正請求および利用停止請求の件数 0件
  - 個人情報取扱事務登録簿における個人情報取扱事務の件数 24件

## 漁 業 調 整 委 員 会 報 告

福井海区漁業調整委員会指示第6-2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、動力漁船を使用して行うはえなわ漁業について、次のとおり指示する。

令和6年5月28日

福井海区漁業調整委員会

会長 小林 利幸

第1 指示内容

次の点1、2、3、4および1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域ならびに水深200メートル以浅の玄達瀬の海域における操業は禁止する。

- 1 北緯36度29.2分、東経136度0.8分の点
- 2 北緯36度21.2分、東経135度50.8分の点
- 3 北緯36度16.2分、東経135度53.8分の点
- 4 北緯36度25.2分、東経136度3.8分の点

第2 指示の有効期間

令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

福井海区漁業調整委員会指示第6-3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、福井県沖合海域におけるさざえさし網漁業について、次のとおり指示する。

令和6年5月28日

福井海区漁業調整委員会

会長 小林 利幸

第1 指示内容

三枚網(二枚以上の網地を重ねたもの)および目合8.5センチメートル(2寸8分)未満の一枚網の使用は禁止する。

第2 指示の有効期間

令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

福井海区漁業調整委員会指示第6-4号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、天然魚礁上における固定式さし網漁業および固定式浮はえなわ漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和6年5月28日

福井海区漁業調整委員会

会長 小林 利幸

第1 指示内容

北緯35度34分44秒、東経135度36分29秒の点を中心とする、半径800メートル以内の高手礁の海域においては、6月1日から6月30日までの間、固定式さし網漁業および固定式浮はえなわ漁業を操業してはならない。

第2 指示の有効期間

令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

福井海区漁業調整委員会指示第6-5号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、福井県沖合海域におけるわたりがしに(がざみ)の採捕について、次のとおり指示する。

令和6年5月28日

福井海区漁業調整委員会

会長 小林 利幸

第1 禁止期間

5月1日から6月30日までの期間は、わたりがしに(がざみ)を採捕してはならない。

第2 体長(甲幅)制限

甲幅13センチメートル未満のわたりがしに(がざみ)は、採捕してはならない。

第3 指示の有効期間

令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

福井海区漁業調整委員会指示第6-6号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、福井県沖合海域における総トン数5トン未満の漁船を使用して行うかご漁業の操業について、共同漁業権の漁場内、敦賀湾および小浜湾を除き禁止する。ただし、福井海区漁業調整委員会の承認を受けた船舶を使用して行う場合は、この限りでない。

令和6年5月28日

福井海区漁業調整委員会

会長 小林 利幸

第1 対象魚種

承認の対象とするかご漁業は、アナゴの採捕を目的とするものに限る。

第2 承認期間

この承認漁業を認める期間は、承認の日から当該年の12月31日までとする。

第3 操業期間

この承認漁業の操業を認める期間は、毎年3月1日から6月30日までとする。

第4 操業承認区域

操業を承認する区域は、次のとおりとする。

福井県と石川県との陸岸における境界点から真方位315度の線と、大飯郡高浜町甲埼突端から真方位0度の線との面線間であって、次の各号を順次に結ぶ線と陸岸との間の海域、ただし、坂井市三国町宿福井港三国防波堤突端中心点、同点から真方位290度1.000メートルの点、福井市西畑町大稲葉地先に設置した標柱から真方位320度1.000メートルの点、同標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸とによって囲まれた海域を除く。

- (1) 京都府舞鶴市沖の島北端
- (2) 前号の点と三方上中郡常神埼突端とを結ぶ線と、大飯郡鋸埼突端と坂井市安島埼突端から西（真方位、以下同じ）3海里の点とを結ぶ線との交点
- (3) 前号後段の線と、大飯郡今戸の鼻突端と丹生郡千飯埼突端とを結ぶ線との交点
- (4) 前号後段の線と三方上中郡常神埼突端と丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点とを結ぶ線との交点
- (5) 前号後段の線を北に延長した線と、第2号後段の線との交点
- (6) 坂井市安島埼突端から西3海里の点
- (7) 石川県羽咋市滝埼突端
- 第5 制限または条件
- 承認するに当たっては、次のとおり制限または条件を付する。
- (1) 使用するかごの数は、1隻につき200個を超えてはならない。
- (2) 漁具の両端には、旗および灯火を設置し、旗には船名と漁業協同組合名を記さなければならぬ。
- (3) 区画漁業権の漁場内および位置漁業の保護区域内で操業してはならない。
- (4) 第4で規定するかご操業承認区域のうち、別表に定める海域においては、周年操業してはならない。
- 第6 承認の申請
- 当該承認を受けようとする者は、所属漁業協同組合長の副申請書とともに、申請書を福井海区漁業調整委員会へ提出しなければならない。
- 第7 承認証の交付
- 福井海区漁業調整委員会は、当該承認をしたときには、承認証を交付するものとする。
- 第8 承認証の携帯義務
- 当該承認を受けた者が、当該漁業の操業をしようとするときは、前項の承認証を自ら携帯しなければならない。
- 第9 操業実績の報告義務
- 承認を受けた者は、下記の操業実績報告書を福井海区漁業調整委員会に報告しなければならない。
- なお、この指示の有効期間の開始の日の前日（令和6年6月30日）において、福井海区漁業調整委員会指示第3-6号による承認を受けている者は、次の操業実績報告書を福井海区漁業調整委員会に報告することとする。
- (1) 操業承認期間終了後1ヶ月以内に所属漁業協同組合長の証明を付記した操業実績報告書を提出するものとする。
- (2) 操業実績のない場合は、その事由を付した書面を操業承認期間終了後1ヶ月以内に提出するものとする。
- 第10 指摘事項の遵守
- 当該承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、福井海区漁業調整委員会が必要と

認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第11 申請書類等の様式

申請に必要な書類等の様式は、福井海区漁業調整委員会が別に定める。

第12 指示の有効期間

令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

別表

区域
北緯35度48.3分、東経136度0.2分の点を中心とした半径500メートル以内のトータリの海域
北緯35度43.2分、東経135度53.2分の点を中心とした半径100メートル以内の大グリの海域
北緯35度34分44秒、東経135度36分29秒の点を中心とする、半径800メートル以内の高手礁の海域

## 海区漁業調整委員会告示

福井海区漁業調整委員会告示第2号

福井海区漁業調整委員会指示第6-6号（令和6年5月28日）第11の規定に基づく様式は、次のとおりとする。

令和6年5月28日

福井海区漁業調整委員会  
会長 小林 利幸

# かご漁業 承認事務様式集

第6項関係 様式

副 申 書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会会長 様

住 所

漁業協同組合名

代表理事組合長名

下記漁船があなたがかご漁業の承認を受けることについては、当組合において他種漁業に支障がないので、ご承認下さるようお願い申し上げます。

記

1. 船名

2. 船舶総トン数

3. 申請者住所  
氏名

福井海区漁業調整委員会

第6項関係 様式

かご漁業承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会長

様

住所  
氏名

下記によりかご漁業の承認を受けたいので、申請します。

記

1. 漁業種類
2. 操業区域
3. 漁獲物の種類
4. 操業期間
5. 漁業根拠地
6. 漁具の種類, 規模および数
7. 使用する船舶
  - (1) 船名
  - (2) 漁船登録番号
  - (3) 総トン数
  - (4) 推進機関の種類および馬力数

第7項関係 様式 表面

漁調委かご第 号

かご漁業承認証

住所  
氏名

1 漁業種類	あなご	かご	漁業	
2 操業区域	裏面	記載	のとおり	
3 操業期間	3月1日	から	6月30日	まで
4 使用船舶				
	(1) 船名			
	(2) 漁船登録番号			
	(3) 総トン数			
	(4) 推進機関の種類および馬力数			
5 承認の有効期間	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日	まで
6 制限または条件	(1) 使用するかごの数、1隻につき200個を超えてはならない。 (2) 漁具の両端には、旗および灯火を設置し、旗には船名と漁業協同組合名を記さなければならない。 (3) 区画漁業権の漁場内および定置漁業の保護区域内で操業してはならない。 (4) 操業区域のうち、別表に定める海域においては、周年操業してはならない。			
令和 年 月 日	福井海区漁業調整委員会 会長 			



令和六年五月二十八日発行  
発行人 千九一〇―八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県